

## 船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年6月25日 12時00分ごろ
発生場所	大分県臼杵市津久見島東方沖 佐志生港尾本A防波堤灯台から真方位129° 3.1海里付近 （概位 北緯33° 08.6′ 東経131° 52.9′）
インシデントの概要	プレジャーボート優政丸は、主機を中立運転としたところ、主機が停止し、再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年7月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 優政丸、2.0トン 294-15813大分、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力95.62kW、回転数 毎分2,700、4気筒、ボア102mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、平成2年11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、津久見島周辺で釣りをを行い、津久見島東方沖の釣り場へ移動して主機を中立運転としたところ、主機が停止し、再始動できなくなって運航不能となった。 船長は、携帯電話で海上保安部に本インシデントの発生を通報し、本船は、巡視艇の伴走下、船長が手配した機関修理業者の船にえい航され、臼杵市下ノ江港に入港した。 機関修理業者は、本インシデント後、原因を調査したところ、燃料フィルタに水が混入しているのを認め、本船の燃料タンクの点検及び水抜きが数年間実施されておらず、燃料タンクに滞留した水が燃料系統に供給されて主機の燃焼不良を起こし、主機が停止したものと推測した。
分析	本船は、数年間燃料タンクの点検及び水抜きが実施されていない中、主機を中立運転としたところ、燃料系統に水が混入したことから、主機が燃焼不良を起こして停止し、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、数年間燃料タンクの点検及び水抜きが実施されていない中、主機を中立運転としたところ、燃料系統に水が

	混入したため、主機が燃焼不良を起こして停止したことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船舶所有者は、定期的に燃料タンク及び燃料系統、特に燃料フィルタの点検を実施し、水抜き等の整備を実施すること。</li></ul>